

青森県告示第二百五十六号

青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例（平成二十五年三月青森県条例第十六号）別表第一号及び第二号の知事が定める者は、次に掲げる者とする。

平成二十五年三月二十七日

青森県知事 三村 申 吾

一 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十

六条第一項に規定する登録建築物調査機関

二 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一

項に規定する登録住宅性能評価機関（複合建築物（住宅の用途に供する部分及び住宅の用途以外の用途に供する部分を有する建築物をいう。）又は非住宅建築物（住宅の用途以外の用途のみに供する建築物をいう。）に係る都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十三条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定又は同法第五十五条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。）